

令和5年5月

ボランティア活動保険
加入者ならびに加入をご検討される方 各位

名古屋市北区社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う 「ボランティア活動保険」保険金支払いの取扱いの変更について

新型コロナウイルス感染症につきまして、令和5（2023）年5月8日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）」上、「五類感染症」となりました。

これに伴い、ボランティア活動保険の保険金の支払い対象が以下のとおり変更となりますので、ご確認ください。

<変更点>

- ・特定感染症の補償から新型コロナウイルス感染症が対象外となります。

<注意点>

- ・その他の特定感染症（一類～三類）については、引き続き対象となります。
- ・令和5（2023）年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症を発病し、入院等が5月8日以降となった場合は保険金の支払い対象となります。発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。

<パンフレット確認箇所>

お手持ちの2023年度版「ボランティア活動保険のご案内」パンフレットの4ページ「傷害補償「特定感染症」、5ページ「傷害補償の補足」の箇所をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、保険会社または下記までご連絡ください。

北区社会福祉協議会

TEL（052）915－7435

FAX（052）915－2640